

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第37期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社精工技研
【英訳名】	SEIKOH GIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上野 昌利
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市松飛台296番地の1
【電話番号】	(047) 311 - 5111
【事務連絡者氏名】	経営企画室 斎藤 祐司
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市松飛台296番地の1
【電話番号】	(047) 388 - 6401
【事務連絡者氏名】	経営企画室 斎藤 祐司
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第36期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,748,544	7,148,820
経常損益(千円)	59,945	540,353
四半期(当期)純損益(千円)	34,129	1,071,766
純資産額(千円)	22,715,280	23,136,587
総資産額(千円)	24,624,654	25,115,511
1株当たり純資産額(円)	2,469.18	2,514.95
1株当たり四半期(当期)純損益金額(円)	3.71	116.35
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	92.2	92.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	50,184	984,695
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	44,623	347,333
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	276,141	335,803
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	2,577,594	2,857,613
従業員数(人)	853	736

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第37期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるために記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	853
---------	-----

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数が当第1四半期連結会計期間において117名増加したのは、光製品事業の業容拡大及び新製品の立上げのため、中国の関係会社従業員を増員したためであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	261
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
精機事業(千円)	525,237
光製品事業(千円)	1,188,547
合計(千円)	1,713,785

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 金額は販売価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高	受注残高
精機事業(千円)	389,595	193,740
光製品事業(千円)	1,261,526	569,522
合計(千円)	1,651,122	763,262

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
精機事業(千円)	503,243
光製品事業(千円)	1,245,301
合計(千円)	1,748,544

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
住友重機械工業株式会社	218,735	12.5

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、昨年来の米国サブプライムローン問題の余波や、原材料価格の高騰等により、企業業績の下振れ懸念が拡大することとなりました。また、灯油やガソリン、一部の食料品等の価格が上昇に転じたことを背景に個人消費にも減速感が強まり、国内景気は不透明感を増すこととなりました。一方、当社グループが属する情報通信・デジタル家電関連業界においては、北京五輪の開幕を目前に控え、ハイビジョンテレビやブルーレイディスクレコーダー等を中心に、需要は底堅く推移いたしました。

こうした環境下において当社グループは、光ディスク成形用金型を主力製品とする精機事業、光通信用部品を主力製品とする光製品事業の両既存事業の事業領域の拡大に取り組み、当第1四半期における連結売上高は1,748,544千円となりました。また、高耐熱レンズや光伝送装置、光電界センサー等、当社グループの次代を担う新しい事業領域に向けた新技術や新製品の開発・育成のため、積極的な研究開発活動を展開したほか、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用によるたな卸資産の評価減の計上等により、当第1四半期における営業損益は70,819千円の営業損失となりました。また、為替差益や受取利息等の営業外収益を136,495千円計上したこと等により、経常利益は59,945千円、四半期純利益は34,129千円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

精機部門

ブルーレイディスク成形用金型の販売がやや伸長したほか、DVD成形用金型の需要が一時的に発生するなど、光ディスク成形用の新規金型の販売は堅調に推移し、売上高は503,243千円となりました。営業損益につきましては、高耐熱レンズに係る費用の発生等により81,427千円の営業損失となりました。

光製品部門

国内市場においては次世代ネットワーク(NGN)の敷設に向けた光通信用部品の需要が増加いたしました。米国の大手通信システム企業の設備投資はやや停滞したものの、中国等の地域においては光通信網の敷設が拡大いたしました。これらを背景に光通信用部品の販売数量は堅調に増加したものの、価格の下落圧力が依然継続しており、売上高は1,245,301千円となりました。また、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用によりたな卸資産の評価減を計上したこと等により、営業利益は10,607千円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

国内

国内においては、光ディスク成形用金型と光通信用部品の販売が伸長し、売上高は940,886千円となりました。営業損益は、新技術や新製品に係る研究開発活動費用や「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用によるたな卸資産の評価減の計上等により、148,307千円の営業損失となりました。

北米

北米においては、光ディスク成形用金型のメンテナンスや金型部品、及び光通信用部品の販売が振るわず、売上高は315,460千円となりました。売上高の減少が影響し、営業利益は7,815千円となりました。

アジア

アジアにおいては、光ディスク成形用金型のメンテナンスや金型部品の販売が低調に推移したものの、光通信用部品の販売が伸長し、売上高は162,574千円となりました。中国の製造子会社の生産量が増加したことで採算性は改善し、営業利益は44,577千円となりました。

ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては、光ディスク成形用金型のメンテナンスや金型部品の販売がやや伸長したものの、光通信用部品の販売が低調に推移し、売上高は329,623千円となりました。ドイツに2ヶ所設置していた拠点を集約したことなどにより、営業利益は8,456千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は2,577,594千円となり、前連結会計年度末から280,019千円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は50,184千円となりました。営業活動による資金増加の主な要因は、税引前当期純利益59,969千円、減価償却費146,823千円、未収消費税等の減少額64,836千円等であり、資金減少の主な要因は、売上債権の増加額195,301千円、未払費用の減少額75,343千円等であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は44,623千円となりました。投資活動による資金増加の主な要因は、定期預金の払い戻しによる収入4,801,190千円等であり、資金減少の主な要因は、定期預金の預け入れによる支出4,714,052千円、有形固定資産の取得による支出47,811千円等であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は276,141千円となりました。財務活動による資金減少の主な要因は、配当金の支払による支出275,982千円等であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループの研究開発活動の内容は、既存事業の中での製品改良や生産技術の改善と、開発部門を主体とする新事業領域に向けた新技術や新製品の開発に大別されます。

既存事業領域における製品改良や生産技術の改善は、精機・光製品の両事業部門の技術担当部署が担当しておりますが、当第1四半期連結会計期間においてこれらの活動に要した費用は54,495千円となりました。一方、新しい事業領域に向けた新技術や新製品の開発は開発担当部門を中心に進めており、当第1四半期連結会計期間において発生した研究開発費は201,803千円となっております。これにより、当第1四半期連結会計期間における研究開発活動費用の総額は256,298千円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充計画について完了したものは、次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資金額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
本社	千葉県 松戸市	精機部門	製造設備 (機械装置・器具備品他)	60,800	平成20年4月	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,000,000
計	37,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,333,654	9,333,654	ジャスダック証券取引所	-
計	9,333,654	9,333,654	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権
株主総会の特別決議日(平成13年6月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,411
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～ 平成23年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,411 資本組入額 3,706
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	付与された権利を第三者に譲渡、質入その他一切の処分を することができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 権利を付与された者は平成15年7月1日以降、新株引受権の行使が可能になるものとし、以下の区分に従って付与された新株引受権の一部又は全部を行使することができることとします。なお、以下の計算の結果、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数でない場合は、1単元の株式数の整数に切り上げた数とします。

- (1) 平成15年7月1日以降、平成16年6月30日までは付与株式数の10分の3まで行使することができる。
 - (2) 平成16年7月1日以降、平成17年6月30日までは(1)の期間に行使した分を含めて付与株式数の10分の6となるまで行使することができる。
 - (3) 平成17年7月1日以降、平成23年6月21日までは付与株式数のすべてについて、行使することができる。
- 2 権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。ただし、6に掲げる権利付与契約に定める条件により、その行使可能な付与株式数及び行使可能な期間等について制限されることがあります。
 - 3 権利を付与された者は、当社及び当社関係会社の役員または従業員の地位を喪失した場合には新株引受権を行使することはできません。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が権利の存続を相当と認めた場合には、権利行使を認めることができるものとします。その他、後記6に掲げる権利付与契約に定める条件により、その行使可能な付与株式数及び行使可能な期間等について制限されることがあります。
 - 4 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができません。
 - 5 権利付与日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、また会社分割を行う場合、その他これらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、権利行使期間その他の条件の調整若しくは新株引受権行使の制限を行い、又は未行使の新株引受権を失効させることができるものとします。
 - 6 この他、権利行使の条件は、平成13年6月21日開催の当社定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結する権利付与契約に定めるものとします。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
株主総会の特別決議日（平成14年6月20日）
株式会社精工技研 第1回新株予約権（平成14年12月19日発行）

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	39,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,187
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～ 平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,187 資本組入額 1,094
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができます。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがあります。

また、新株予約権者が当社又は当社子会社の役社員の地位を喪失した場合には新株予約権を当社に返還するものとし、これを行使することができません。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が新株予約権の存続を相当と認めた場合には、新株予約権の行使を認めることができます。この際、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされることがあります。

その他の条件は、平成14年6月20日開催の当社定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月22日）
株式会社精工技研 第2回新株予約権（平成17年12月22日発行）

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	67,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,950
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,950 資本組入額 1,975
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権者は、権利行使日の属する年度の前年度の当社グループ連結決算において、営業利益額が当該年度の前年度の営業利益額より増加している場合に限り、各新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社就業規則第28条（新株予約権者が当社のグループ事業会社の従業員である場合は、その就業規則において同様の目的で定める規定とする。）に定める休職期間中にある場合、各新株予約権を行使することができない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件は、平成17年6月22日開催の当社定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月22日）
株式会社精工技研 第3回新株予約権（平成18年4月25日発行）

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,180
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,180 資本組入額 2,090
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権者は、権利行使日の属する年度の前年度の当社グループ連結決算において、営業利益額が当該年度の前年度の営業利益額より増加している場合に限り、各新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が当社就業規則第28条（新株予約権者が当社のグループ事業会社の従業員である場合は、その就業規則において同様の目的で定める規定とする。）に定める休職期間中にある場合、各新株予約権を行使することができない。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件は、平成17年6月22日開催の当社定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	9,333,654	-	6,791,682	-	10,571,419

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 134,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,198,600	91,986	同上
単元未満株式	普通株式 1,054	-	同上
発行済株式総数	9,333,654	-	-
総株主の議決権	-	91,986	-

(注) 1. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式 46株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が 200株(議決権 2個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社精工技研	千葉県松戸市松飛台296 1	134,000		134,000	1.4
計		134,000		134,000	1.4

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	2,080	2,250	2,365
最低(円)	1,825	1,900	1,870

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,617,329	13,984,423
受取手形及び売掛金	1,964,224	1,845,576
商品	193	21
製品	240,550	211,526
原材料	382,908	466,632
仕掛品	574,603	600,760
貯蔵品	30,121	15,913
未収還付法人税等	50,886	68,395
その他	249,891	329,767
貸倒引当金	6,604	6,005
流動資産合計	17,104,105	17,517,010
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,402,444	4,458,047
減価償却累計額	1,971,254	1,941,999
建物及び構築物(純額)	2,431,189	2,516,048
機械装置及び運搬具	2,504,105	2,583,250
減価償却累計額	1,738,074	1,734,279
機械装置及び運搬具(純額)	766,031	848,970
土地	2,211,508	2,211,508
その他	1,996,322	1,866,409
減価償却累計額	1,201,045	1,173,260
その他(純額)	795,276	693,149
有形固定資産合計	6,204,005	6,269,677
無形固定資産		
のれん	140,390	162,964
その他	115,690	130,935
無形固定資産合計	256,081	293,899
投資その他の資産		
投資有価証券	26,496	23,730
投資不動産(純額)	883,825	886,100
その他	151,737	126,690
貸倒引当金	1,597	1,597
投資その他の資産合計	1,060,462	1,034,924
固定資産合計	7,520,548	7,598,501
資産合計	24,624,654	25,115,511

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	267,823	395,398
未払法人税等	27,070	56,392
その他	994,422	920,197
流動負債合計	1,289,315	1,371,988
固定負債		
退職給付引当金	283,102	269,076
長期未払金	149,058	149,126
長期預り保証金	162,763	164,191
長期預り敷金	19,037	19,037
その他	6,096	5,504
固定負債合計	620,057	606,936
負債合計	1,909,373	1,978,924
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,791,682	6,791,682
資本剰余金	10,571,419	10,571,419
利益剰余金	5,771,949	5,986,363
自己株式	370,622	370,462
株主資本合計	22,764,430	22,979,003
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,427	1,814
為替換算調整勘定	52,576	155,770
評価・換算差額等合計	49,149	157,584
純資産合計	22,715,280	23,136,587
負債純資産合計	24,624,654	25,115,511

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	1,748,544
売上原価	1,170,598
売上総利益	577,946
販売費及び一般管理費	648,766
営業損失 ()	70,819
営業外収益	
受取利息	21,644
受取配当金	215
投資不動産賃貸料	9,600
為替差益	86,406
その他	18,629
営業外収益合計	136,495
営業外費用	
不動産賃貸原価	3,603
その他	2,127
営業外費用合計	5,730
経常利益	59,945
特別利益	
固定資産売却益	44
貸倒引当金戻入額	1
特別利益合計	45
特別損失	
固定資産除却損	21
特別損失合計	21
税金等調整前四半期純利益	59,969
法人税、住民税及び事業税	10,124
法人税等調整額	15,715
法人税等合計	25,840
四半期純利益	34,129

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	59,969
減価償却費	146,823
のれん償却額	18,964
受取利息及び受取配当金	21,860
賃貸料の受取額	9,600
固定資産売却損益(は益)	44
固定資産除却損	21
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,211
長期未払金の増減額(は減少)	68
退職給付引当金の増減額(は減少)	14,025
為替差損益(は益)	63
売上債権の増減額(は増加)	195,301
たな卸資産の増減額(は増加)	11,398
その他の資産の増減額(は増加)	56,989
仕入債務の増減額(は減少)	25,793
その他の負債の増減額(は減少)	30,064
小計	26,608
利息及び配当金の受取額	32,626
法人税等の支払額	9,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	4,714,052
定期預金の払戻による収入	4,801,190
有形固定資産の取得による支出	47,811
有形固定資産の売却による収入	1,020
無形固定資産の取得による支出	5,150
投資有価証券の取得による支出	60
投資不動産の賃貸による収入	9,600
その他	111
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,623
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	159
配当金の支払額	275,982
財務活動によるキャッシュ・フロー	276,141
現金及び現金同等物に係る換算差額	98,686
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	280,019
現金及び現金同等物の期首残高	2,857,613
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,577,594

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>1.重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これにより営業損失は54,841千円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ54,841千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>2.「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響額は、ありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定 方法	定率法を採用している資産については、 連結会計年度に係る減価償却費の額を期間 按分して算定する方法によっております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

(スクラップ売却収入の会計処理)

スクラップ売却収入は従来、営業外収益として処理しておりましたが、金額的な重要性が増したこと、及び今後も継続的に発生が見込まれることから、当第1四半期連結会計期間より売上高として処理することとしました。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は12,527千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
	千円
給料手当	135,802
減価償却費	50,619
研究開発費	201,803
退職給付費用	3,526

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
	千円
現金及び預金勘定	13,617,329
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	11,039,735
現金及び現金同等物	2,577,594

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,333千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 134千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	275,988	30	平成20年3月31日	平成20年6月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(単位:千円)

	精機事業	光製品事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	503,243	1,245,301	1,748,544	-	1,748,544
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	503,243	1,245,301	1,748,544	-	1,748,544
営業利益又は損失()	81,427	10,607	70,819	-	70,819

(注) 1. 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分の主な製品

- (1) 精機事業 : 光ディスク成形用金型、粉末冶金用金型等
(2) 光製品事業 : 光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、フェルルール、アイソレータ、光コネクタ研磨機等

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これによる影響額は、精機事業で営業損失が1,448千円増加し、光製品事業で営業利益が53,392千円減少しております。

4. 追加情報

(スクラップ売却収入の会計処理)

スクラップ売却収入は従来、営業外収益として処理しておりましたが、金額的な重要性が増したこと、及び今後も継続的に発生が見込まれることから、当第1四半期連結会計期間より売上高として処理することとしました。この結果、従来の方法によった場合に比べ、光製品事業で営業利益が12,527千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

（単位：千円）

	日本	北米	アジア	ヨーロッパ	計	消去又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	940,886	315,460	162,574	329,623	1,748,544	-	1,748,544
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	687,003	3,131	499,710	-	1,189,844	(1,189,844)	-
計	1,627,889	318,591	662,284	329,623	2,938,389	(1,189,844)	1,748,544
営業利益又は損失()	148,307	7,815	44,577	8,456	87,458	16,638	70,819

(注)1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 中国、台湾
- (3) ヨーロッパ : ドイツ

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。これによる影響額は、日本で営業損失が54,841千円増加しております。

4. 追加情報

(スクラップ売却収入の会計処理)

スクラップ売却収入は従来、営業外収益として処理しておりましたが、金額的な重要性が増したこと、及び今後も継続的に発生が見込まれることから、当第1四半期連結会計期間より売上高として処理することとしました。この結果、従来の方法によった場合に比べ、アジアで営業利益が12,527千円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

（単位：千円）

	アメリカ地域	ヨーロッパ地域	アジア・その他地域	計
海外売上高	315,460	357,790	233,559	906,810
連結売上高	-	-	-	1,748,544
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	18.0	20.5	13.4	51.9

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) アメリカ地域 : 米国
- (2) ヨーロッパ地域 : ドイツ
- (3) アジア・その他地域 : 中国、台湾

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4．追加情報

（スクラップ売却収入の会計処理）

スクラップ売却収入は従来、営業外収益として処理しておりましたが、金額的な重要性が増したことから、及び今後も継続的に発生が見込まれることから、当第1四半期連結会計期間より売上高として処理することとしました。この結果、従来の方によった場合に比べ、アジア・その他地域で売上高が12,527千円増加しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,469.18円	1株当たり純資産額 2,514.95円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 3.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当り四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益金額(千円)	34,129
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	34,129
普通株式の期中平均株式数(株)	9,199,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社精工技研

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 正一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社精工技研の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。